

# 「規制改革推進に関する答申」(概要)

革新的サービスの社会実装を推進するとともに、その主役であるスタートアップの創業、人材・資金・初期需要の獲得を後押しする成長基盤の整備、人手不足に対応するための希望に応じた副業・兼業の円滑化等を実現する規制・制度改革を各府省と合意の上答申(一部例外有)。今期は、特に、利用者目線で、移動難民、地域の患者、要介護者・家族、遺族、被災者、偽装請負など、困難な状況にある方々に寄り添う改革を重視。

## 革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大

### 交通

#### ○地域の移動の不足の解消※ (別紙)

- ・モニタリングと自家用車活用事業の不断の制度改善(雨天やイベント対応等) 【6年度】
- ・自家用有償旅客運送等の更なる改善。 【措置済・6年度検討】
- ・ロボタクシーの運行管理のタクシー事業者以外への外部委託。 【6年度】

**委員意見** ライドシェア事業に関する法制化作業を直ちに実施すべき。年内に結論。

### 物流

#### ○災害時のドローンの更なる活用 【6年】

(昨年末のレベル3.5飛行の制度化※に加え)災害時における飛行禁止空域でも医薬品や食料品等の輸送等は許可を受けず飛行できることを明確化。(注)能登半島地震の際にドローンによる物資輸送は主要会社で10件程度にとどまる(ドローン活用の大部分は空撮)。

#### ○物流、在宅医療の円滑化のための駐車規制見直し等 【6年度等】

駐車許可の一括オンライン申請、許可基準(枠組み)の全国统一、除外標準対象に(医師に加え)看護師等を追加、一定の共同住宅に荷捌駐車場必置とする標準駐車場条例の改正

### 観光

#### ○簡易宿所(古民家、別荘等)の設置要件の緩和、インバウンド受入体制整備 【6年度】

フロントや駆付け人員を求める設置要件(人手確保が困難)につき、一定のコールセンター等の選択肢を設ける(自治体向け通知改正)。(参考)旅館・ホテル数は過去7年で横ばい。

### 公共

#### ○死亡・相続手続のデジタル化 【7年度等】

生命保険会社等による死亡情報へのアクセス、戸籍証明書のオンライン請求・デジタル交付、マイナポータル上での法定相続情報証明。

#### ○地方公共団体の窓口業務の官民連携による集約化・効率化 【6年度】

「住民票の写し等の交付」「住民異動届」などの窓口業務を一定の条件下で職員常駐なしに民間事業者に委託することが可能であることを通知で明確化。

#### ○社会保険手続のデジタル化 【6年度】

年金受取口座の変更、生活者支援給付金の申請など社会保険に係る手続につき、申請者の利便性向上のため、マイナポータル上でオンラインフォームによる申請を可能とする。

#### ○地方公共団体に対する申請様式等のローカルルールの原則廃止 【6年度から】

事業者等が複数の自治体に毎年度行う全ての申請等の手続様式等は、新設・改正時に国が法令等で規定し、ローカルルールを原則廃止。

#### ○商業施設の廃棄物の施設外分別等(運搬・機械分別等の実施要件明確化) 【6年度】

### 医療

#### ○デジタルによる薬剤師等不在店舗での一般用医薬品販売【6年結論・速やかに措置等】

早朝・深夜や過疎地などの薬剤師非常駐の店舗(受渡店舗)でも、薬剤師が常駐する店舗(管理店舗)からのデジタルによる管理・販売により、一般用医薬品を入手可能とする。

#### ○「総合診療科」の標榜可能化 【7年結論】

学会意見を踏まえ、標榜可能な診療科名(内科、外科等)に「総合診療科」の追加を検討。

### 介護

#### ○デジタル、AI等を活用した要介護認定の迅速化等【6年度検討開始・8年度結論・速やかに措置等】

法定処理期間(原則30日)を超過する認定が常態化しているため、①審査会簡素化の範囲拡大、②要介護度判定における、在宅・通所等の介護の手間を反映した最新データの活用・認知症対応の認定調査項目等の検討、③要介護認定業務のデジタル化、AI活用。

#### ○介護・保育・障害福祉分野の合併・事業譲渡手続の明確化・ローカルルール防止【7年度等】

介護・保育・障害福祉分野の合併、事業譲渡等の円滑化・手続負担軽減のため、ガイドライン等の策定、標準様式等の作成、ローカルルールの公表等。

### 通信

#### ○真の5G普及に向けた規制・制度の見直し 【6年度】

新しい5G普及目標の下、ミリ波・Sub6等に係る基地局を整備し、スマホ画面では4G転用と区別して表示。公益事業特権の付与をインフラシェアリング事業者にも検討。

## スタートアップの成長基盤の整備(人材、資金、初期需要)

#### ○定款認証の見直し、公証人への民間登用※ 【6年度等】

スタートアップ支援の観点からの手数料半減、面前確認の原則廃止、公証人の民間登用拡大(公証人待遇の透明化、公務員化の是非を含む検討)

#### ○新技術等の開発を促進する政府調達機会確保/自治体調達手続のデジタル化【6年度早期等】

高度・独自の新技術を有するスタートアップ等との随契を可能とする調達手法の創設。物品・役務調達の入札参加資格の申請手続を全自治体共通化等。

#### ○買収対価を株式とするM&Aの活性化 【6年度】

金銭でなく株式を対価とする買収方法(株式交付)の活用拡大(外国会社も買収可に)。

#### ○非上場株式の発行・流通の活性化 【6年度】

調達規模に比して過大な開示負担がスタートアップ等の資金調達の制約になっているため(1億円を閾値に要監査の有価証券届出書の提出が必要)、調達金額の規模に応じた段階的な負担となるよう改善を検討

#### ○株式報酬の無償交付の活用拡大※(従業員等に対する無償交付実現) 【6年度】

#### ○規制改革関連制度(特区、サンドボックス、グレーゾーン等)の連携強化 【6年度等】

事業者・地域単位の成果の全国展開の推進、グレーゾーン制度の透明化・迅速化等。

## 良質な雇用の確保、高生産性産業への労働移動

#### ○フリーランス・ギグワーカーの保護、偽装請負の防止 【6年度等】

労働者—自営業者の判断基準(労働者性の有無)につき、AI上の指示も人(使用者)の指示と同様である旨明確化。また、安全目的のAI・人による業務連絡によって労働者と認定されやすくなるか否かを明確化(少なくとも上限就業時間の注意喚起は影響しない)。

#### ○競業避止義務と副業・兼業の両立 【6年度】

情報漏洩への事後処罰(不競法)等を踏まえ、漏洩を防止したいノウハウ等の特定がない、抽象的な競業避止義務は適切でない等の意見を踏まえガイドラインで明確化。

#### ○副業・兼業における割増賃金の支払いに係る労働時間通算管理の検討※ 【6年度】

(注)健康管理に係る労働時間の通算管理は検討の対象外

【】は主な措置時期等(元号は令和)

※は中間答申(R5.12.26)記載事項

## ＜目指すべき社会像＞

大都市、中小都市及び観光地など全ての地域で、住民・観光客が、必要時に、円滑に移動できる「移動の自由」が確保される社会を目指す。

## 実施済み・実施予定の施策

## 自家用車活用事業その他

## (1) モニタリング【R6措置】と制度の不断の改善【R6上期検討・結論、結論得次第措置等】

○対象地域\*の足不足の状況をモニタリングし、不断にアジャイルな制度改善(雨天、電車トラブル、イベントへの柔軟な対応等)。その他の地域についても首長主導の柔軟な取組を可能とする新制度活用を推進。また、新たなダイナミックプライシングなど、需要と供給に応じた柔軟な運賃・料金のあり方を検討。

\* アプリが広く利用されている地域(現在は、東京都23区、大阪市含め12地域)。

## (2) 新規参入の促進【R6. 7月措置】

○準特定地域の解除見直し(速報値)の公表の前倒し(タクシー特措法)  
新規参入円滑化のため、解除要件である日車営収等の速報値を7月に公表(例年は9月末)。非解除地域の足不足が続く場合、他地域からの参入を可能とする。

## (3) 運行管理制度のデジタル化、柔軟な働き方実現を通じたドライバー確保【R6年度検討、結論得次第措置】

①教育・研修の効率化(経験者は他社就職時等に教育・研修を不要化)

②運行管理のデジタル化・遠隔化

営業所単位で管理者がドライバーをアナログで管理監督する運行管理(点呼、過労防止、天候対応、危険運転防止等)に加え、デジタル・遠隔による方法\*も検討。  
→安全性の向上に加え、ドライバーはデジタルのサポートを受けて自律的に働くことが可能。

\* (例) 過労防止: 管理者のシフト管理⇒アプリ上で就業時間管理支援・発注停止  
危険運転等の防止: クレーム起点の管理者の指導⇒評価に応じた新規配車依頼等

③適切な就業条件の確保

上記②の結果、業務委託による就業も可能となる場合、そのドライバーの保護策を検討。

## (4) ロボタクシーの社会実装【R6年度措置】

○運行管理の車両メーカー等への外部委託を可能とすることを検討。

## タクシーの規制緩和

## ○二種免許取得の効率化 ※

1日の最大教習時間緩和、免許取得期間の縮減、試験の多言語化

## ○地理試験の廃止等 ※

大都市での地理試験廃止、新規雇用時の法定研修の日数要件撤廃

## 自家用有償旅客運送

※中間答申、その他これまでの措置済事項

## ○地域公共交通会議の意思決定の迅速化・円滑化 ※

2か月程度で結論に至らない際の首長による判断可能化

## ○交通空白地の定義柔軟化 ※

(旧)半径1km以内に駅等が存在せず、タクシーが30分以内に配車されない  
→(新)恒常的に、許容可能な時間内\*に公共交通を利用できない地域・時間帯  
\* 首長の判断により30分未満とすることも考えられる(例えば15分など)

## ○その他(更新手続や福祉有償運送の利用者範囲の明確化等)【R6上期措置】

## 今後の課題に関する規制改革推進会議意見

○タクシー事業者以外の者によるライドシェア事業を位置付ける法制度について、内閣府・国土交通省の論点整理\*を踏まえ、次期通常国会への法案提出も視野に、年末に向けて、法案化作業を直ちに開始すべき。

\* (論点整理の概要) モニタリングによる実態把握、実効性(局所的等の課題)の考慮が必要。

また、以下の法制上の論点が存在。

- ①車やドライバーの安全の確保、②事故時の責任体制の確保、③ドライバーの適切な就業条件、④個別輸送の充実による利用者利便の確保と外部不経済の発生とのバランス、⑤全国展開のための制度要件、公平な競争条件の確保、⑥諸外国のライドシェアで浮き彫りになった問題、⑦消費者保護の確保

○全国各地域での移動の足が充足する地域の有無・程度を可能な限りデータによって丁寧に検証すべき。

○法案化作業では以下の点を検討すべき。

- ・デジタルによる徹底的な安全管理(相互評価、安全設備、性犯罪対策、運行管理のデジタル化等)
- ・運行主体の拡大、(タクシーの営業区域のような)運行可能地域の非制限
- ・白タク撲滅のための仲介事業者への規制
- ・タクシーとの共存共栄

○また、法律事項以外でも、配車単位等のスポットワークを実現すべき。

(注)業務委託によるライドシェアのドライバー(現在は認められていない)を実現する必要があるとの指摘に関連する事項として、ギグワーカー一般を対象として、労働者一自営業者の判断基準の明確化を通じた偽装請負の防止等について、働き方・人への投資WGの議論を踏まえ、厚生労働省において検討されることとなった。